

当面の検討課題について（案）

I. 宇宙活動に関する法制の検討の方向性

宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）第 35 条及び同条に係る国会決議（「宇宙の開発及び利用の推進に関する件」平成 20 年 5 月 9 日衆議院内閣委員会、「宇宙基本法案に対する附帯決議」平成 20 年 5 月 20 日参議院内閣委員会）にのっとり、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束（「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定（宇宙救助返還協定）、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（宇宙損害責任条約）及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（宇宙物体登録条約））を実施するために必要な事項等に関する法制（宇宙活動法）について検討を行う。

宇宙活動法において規定する国の許可、監督の在り方の検討に当たっては、宇宙基本法なかでも同法第 35 条第 2 項の趣旨を踏まえ、前述の宇宙諸条約の遵守、公共の安全の確保のみならず、我が国における宇宙開発利用の役割の拡大や我が国の民間事業者による事業活動の促進といったそれぞれの目的を調和させるものとしなければならない。

II. 宇宙活動に関する法制の整備に係る検討事項

1. 政府の許可、監督について

(1) 国の許可、監督の対象範囲について

1) 主体（属人的管轄）について

① 非政府団体の範囲

宇宙活動法の適用対象とする非政府団体の範囲を検討。

② 国（政府機関）、公共団体の扱い

国の直轄事業や公共団体（注）の活動を宇宙活動法の適用対象に含めるべきか否か検討。

（注）国以外の公共団体は、宇宙条約第 6 条に規定する「非政府団体」には含まれると解されている。

- 2) 領域（属地的管轄）について
- 3) 上記1)、2)に係る管轄権が競合する場合等の適用関係整理について
- 4) 宇宙活動の定義について
宇宙活動法の適用対象とする宇宙活動の範囲をどのように確定するか検討。
- 5) 宇宙物体の定義（2. 宇宙物体登録関連）について

(2) 国の許可、監督の態様について

1) 打上げに関連する国の許可、監督の態様について

- ① 打上げに係る国と打上げ行為者（民）の役割分担（責務）確定
- ② 打上げ行為の定義
- ③ 打上げ行為者に対する国の許可、監督の態様
- ④ 打上げ射場管理者に対する国の許可、監督の態様

2) 衛星の運用者に対する国の許可、監督の態様について

非政府団体の行う衛星の運用について宇宙条約第6条に基づく「国の許可及び継続的監督」を担保するために必要な具体的措置を宇宙活動法にどのように規定するのか検討。

(3) 許可、監督を行う行政機関について

2. 宇宙物体登録について

- (1) 登録を行うことの法的効果について
- (2) 登録対象となる宇宙物体の範囲の確定について
- (3) 登録を義務づける主体の確定について
- (4) 登録義務の具体的内容、登録の手続の確定について
- (5) 登録に関する事務を行う行政機関について

3. 宇宙損害責任について

(1) 国内法に基づき損害賠償を受ける場合について

- 1) 打上げ行為者の責任の態様
- 2) 打上げに関係する当事者が複数に及ぶ場合の扱い
※ 打上げ行為者への責任集中（製造物責任の扱い含む）の要否検討。
- 3) 賠償限度額の設定について
- 4) 打上げ行為者に賠償資力を担保させる措置について
- 5) 賠償限度額を超えた場合の措置について

(2) 宇宙損害責任条約に基づく措置

- 1) 宇宙損害責任条約に基づき損害賠償を受ける場合の手続
- 2) 国が損害賠償を行った場合の国以外の行為者への求償手続について
※ 打上げに関係する国が複数に及ぶ場合（共同打上げ等）の扱い

(3) 損害責任に係る制度を所管する行政機関について

4. 宇宙救助返還【宇宙救助返還条約】について

- (1) 宇宙救助返還に係る義務の具体化について
- (2) 宇宙救助返還に係る費用負担の在り方について
- (3) 宇宙救助返還に係る制度を所管する行政機関について

5. その他【宇宙基本法第 35 条第 2 項等】について

以 上